

証券コード 3189  
2025年3月14日

(電子提供措置の開始日) 2025年3月7日

## 株主各位

東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号  
株式会社 A N A P  
代表取締役社長 若月舞子

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://www.anap.co.jp/ir/information/holders/>  
上記ウェブサイトにアクセスして、プルダウンより  
「臨時株主総会」を選択しご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。  
【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（3189）を  
入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上ご覧ください。



なお、本総会にご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができ  
ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議  
決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月28日（金曜日）午後7時までに  
到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

### 敬具

#### 記

1. 日 時 2025年3月31日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）  
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル  
渋谷サンスカイルーム 4階A室

### 3. 目的事項

#### 決議事項

- |       |            |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件  |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください  
ますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内  
容を掲載させていただきます。

また、当日株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんのであらかじめご了承くだ  
さいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

以下の理由により変更を行うものであります。

#### ①持株会社化に伴う変更

現行定款第1条の商号を変更するものであります。

#### ②事業目的の追加に伴う変更

当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。

#### ③本店所在地の変更

現住所へ本店所在地を変更するものであります。

#### ④発行可能株式総数の変更

今後の当社の事業再生や事業拡大等に備えた機動的な資本政策、資金調達を可能にするため、現行定款に定める発行可能株式総数を6,509万株から7,666万株に変更するものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                              | 変更案                                                                                                     |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当会社は、株式会社 ANAP とし、英文では ANAPINC. と称する。 | (商号)<br>第1条 当会社は、株式会社 ANAP ホールディングスとし、英文では ANAP HOLDINGS INC. と称する。                                     |
| (目的)<br>第2条<br><新設>                               | (目的)<br>第2条<br><u>1. 次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理すること。</u> |

| 現行定款                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)～(22) (条文省略)<br><新設> | (1)～(22) 現行どおり<br>(23) <u>投資業務。</u><br>(24) <u>有価証券の売買、保有、投資、運用。</u><br>(25) <u>不動産の売買、保有、投資、運用、賃貸借、管理、仲介。</u><br>(26) <u>有限責任事業組合、投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合の組成、運用、管理。</u><br>(27) <u>デジタルコンテンツの企画、制作、開発、販売、配信、賃貸借、保守及びコンサルティング業務。</u><br>(28) <u>インターネットを利用した各種情報提供サービス業務。</u><br>(29) <u>ブロックチェーンに関連するサービスの企画、開発、提供及びコンサルティング業務。</u><br>(30) <u>暗号資産の売買、保有、投資、運用及びコンサルティング業務。</u><br>(31) <u>経営コンサルティング業務。</u><br>(32) <u>各種イベント・セミナーの企画、制作、運営。</u><br>(33) <u>ビューティーサロン及びエステティックサロンの経営。</u><br>(34) <u>美容及びヘルスケア関連事業。</u><br>(35) <u>化粧品の企画、開発、製造、販売及び輸出入。</u><br>(36) <u>美容及びヘルスケアに関するセミナー及びイベントの企画及び運営。</u><br>(37) <u>美容及びヘルスケアに関するコンサルティング業務。</u><br>(38) <u>健康機器の製造及び販売。</u><br>(39) <u>医療、美容及びヘルスケア関連事業。</u><br>(40) <u>医療、美容及びヘルスケアに関する検査、製品、商品及びサービスの企画、制作、製造、販売及び輸出入。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(23) 上記各号に附帯する一切の事業。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>65,090,000</u>株とする。</p> | <p>(41) 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、飲料水等の企画、製造、販売及び輸出入。</p> <p>(42) 医療、美容及びヘルスケアに関する機器、用品、消耗品等の企画、製造、販売及び輸出入。</p> <p>(43) 食料品、化粧品、医薬品等の原料の調査、研究、加工、検査、販売及び輸出入。</p> <p>(44) 化粧品、健康食品、サプリメント等の販売に関する代理店業務。</p> <p>(45) 食品、健康補助食品及び日用品雑貨の研究、開発、製造、販売及び輸出入。</p> <p>(46) マッサージ店の経営。</p> <p>(47) リラックスサロンの経営。</p> <p>(48) フットマッサージサロンの経営。</p> <p>(49) カイロプラクティックの治療院運営。</p> <p>(50) あんまマッサージ業。</p> <p>(51) 前（1）乃至（50）に附帯する一切の事業。</p> <p><u>2. 前号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>76,660,000</u>株とする。</p> |

(3) 効力発生日  
2025年4月1日

## 第2号議案 新設分割計画承認の件

### (1) 新設分割を行う理由

今後の当社グループの成長加速及び事業拡大並びに、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

新体制への移行を通じて、当社は持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。その具体的な内容は次のとおりであります。

#### ① グループ経営戦略推進機能の強化

持株会社は、グループ全体のマネジメントに特化し、中長期的な事業領域の拡大と事業の強化に向けたグループ経営戦略を立案、推進することにより、グループ全体の企業価値を最大化することを目指します。

#### ② 権限と責任の明確化による意思決定の迅速化

グループ経営管理と業務執行を分離することにより、事業会社は各事業の遂行に専念するとともに権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化による競争力の強化を図り、自律的成長を目指します。

#### ③ 人材育成

持株会社がグループ横断的な人事戦略を立案・遂行することにより、新たな領域や事業にチャレンジし続ける人材や、グループの総合力を向上させるための次世代の経営人材を育成していきます。

### (2) 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容の概要は以下のとおりであります。

## 新設分割計画書（写し）

株式会社ANAP（「株式会社ANAPホールディングス」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のグループ会社管理事業を除く一切の事業（以下「本分割事業」という。）に関する権利義務を新たに設立する株式会社ANAP（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（目的）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、当社が本分割事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

### 第2条（新設会社の定款で定める事項）

- 1 新設会社の本店所在地は、東京都港区南青山四丁目20番19号とする。
- 2 新設会社の目的、商号および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、「株式会社ANAP 定款」（別紙1）に記載のとおりとする。

### 第3条（新設会社の設立時役員の氏名および設立時代表取締役）

- 1 新設会社の設立時役員の氏名は以下に定めるとおりとする。
  - (1) 設立時取締役 若月舞子、池直将、立川光昭、林光
  - (2) 設立時監査役 大重喜仁
- 2 新設会社の設立時代表取締役は以下に定めるとおりとする。
  - (1) 設立時代表取締役 若月舞子

### 第4条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項）

- 1 新設会社は、本件分割に際し、「承継権利義務明細表」（別紙2）記載の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を承継する。
- 2 当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。
- 3 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務に含まれる契約上の地位または同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触し、分割効力発生日の前日においてその義務を遵守できる見込みがない場合、その他当社および新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位および当該契約に基づく権利義務を第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務から除外することができる。
- 4 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続きに要する費用、その他一切の費用は、新設会社の負担とする。

### 第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

- 1 新設会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。
- 2 新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

## 第6条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）

新設会社の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 設立時資本金 10,000,000円

(2) 上記以外の資本準備金その他の額

会社計算規則に従い、当社が定める。

## 第7条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、2025年4月1日（以下「分割効力発生日」という。）とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社取締役会決議によりこれを変更することができる。

## 第8条（競業避止義務）

当社は、本件分割後においても、分割事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

## 第9条（条件変更および中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となつた場合には、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

## 第10条（本計画の効力）

本計画は、当社臨時株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁による承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

## 第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以上

2025年1月20日

新設分割会社

東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号

株式会社A N A P

代表取締役 若月 舞子 ㊞

(別紙1)

定 款  
第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ANAPとし、英文ではANAP INC.と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 家具、室内装飾品、工芸品、貴金属、宝石、装身具、化粧品、衣料用繊維製品、服飾雑貨、皮革製品、日用雑貨品、スポーツ用品の輸出入、販売及び卸売業。
- (2) 上記1号に掲げる物品の通信販売業務。
- (3) 商業デザイン、グラフィックデザイン、インテリアデザイン、服飾デザイン、工業デザインの企画制作。
- (4) 出版物の企画制作、発行。
- (5) 国内及び外国写真家、デザイナー等のマネジメント。
- (6) 著作権、工業所有権の取得並びに管理運営。
- (7) 録音及び録画物の企画制作及び販売。
- (8) 文房具、日用雑貨品の企画制作販売。
- (9) 衣料品の企画販売。
- (10) 貴金属、装身具の企画制作及び販売。
- (11) 古物売買及びその受託業務。
- (12) 知的財産権の実施、保有、取得、処分、貸与、使用許諾及び管理等。
- (13) 高度管理医療機器の企画制作及び販売。
- (14) 人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画・開発、販売・保守・貸借・輸出入。
- (15) 人工知能の各種技術を応用したシステムの開発及び販売。
- (16) 電子技術を利用したゲームの企画、設計、開発、運用及び提供並びにデジタルコンテンツの企画・販売。
- (17) コンピュータシステム及びその関連システムの企画・開発・販売・運用・保守並びにコンサルティング業務。
- (18) インターネットサービスの企画、開発、運営、コンサルティング並びにサービスの提供。
- (19) アプリケーションソフトウェアの企画・開発・販売及び保守・点検。
- (20) 有価証券の投資業務。
- (21) フランチャイズチェーンシステムによる衣料品、服飾雑貨、装飾雑貨の販売並びに加盟店の募集及び加盟店に対する商品管理、販売促進、経営指導。
- (22) 映画、コンサート、演劇、各種イベントの企画、制作、運営及びこれらのチケット販売業務並びにチケット販売代理業務
- (23) 上記各号に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。但し、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

- 第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
2. 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく株主総会を開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (株主総会の決議等の省略)

- 第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

#### (議事録)

- 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は3名以上とする。

### (取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (社長及び代表取締役、並びに役付取締役)

第23条 代表取締役は、株主総会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 株主総会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員（該当事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

### (取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

#### (取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

#### (監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は1名以上とする。

#### (監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

#### (事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31までの年1期とする。

#### (剰余金の配当等)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録のある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

- 第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の配当には、利息をつけない。

第7章 附則

(定款に定めのない事項)

- 第40条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 第41条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和7年8月31日までとする。

(設立時の役員)

- 第42条 当会社の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 若月舞子、池直将、立川光昭、林光

設立時代表取締役 若月舞子

設立時監査役 大重喜仁

(設立時の本店所在場所)

- 第43条 当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店 東京都港区南青山四丁目20番19号

(附則の期限)

- 第44条 第41条乃至第44条は、当会社の設立後、最初に開催される定時株主総会の終結の時をもってその表示を削除する。

以上

## 承継権利義務明細表

効力発生日において当社が新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該当社の権利義務のうち、本件新設分割により新設会社に承継させるために、関係官公庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であつて、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

## 1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

## (1) 流動資産

売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、その他の流動資産

## (2) 固定資産

工具器具備品、一括償却資産等の有形固定資産（仮勘定を含む）、ソフトウェア、顧客関連資産等の無形固定資産（仮勘定を含む）、投資その他の資産

## 2. 債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債及び債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債及び債務。

## (1) 流動負債

買掛金、預り金、前受金、その他の流動負債

## (2) 固定負債

## 3. 契約

- (1) 本件対象事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。
- (2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

## 4. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務を新設会社に承継させる。

## 5. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。但し、本件対象事業以外の当社の事業にも関連するものを除く。

(3) 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

①交付する株式数の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式100株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしました。

②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条の記載のとおりとすることにいたしました。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

以上

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役のうち、立川光昭、池直将、林光は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | かわいりんたろう<br>川合林太郎<br>(1971年1月5日) | 2002年1月 住友商事ロシア現地法人ZAO SUMITRADE<br>2005年10月 株式会社KasperskyLabsJapan代表取締役社長<br>2020年12月 アリア株式会社顧問<br>2021年6月 フルグル合同会社 職務執行者（代表）（現任）<br>2021年9月 株式会社イフィネクスジャパン 代表取締役社長（現任）                                                                                         | 一株                 |
| 2     | やまもとかずひろ<br>山本和弘<br>(1968年7月1日)  | 1991年4月 日商岩井株式会社（現・双日株式会社）<br>1998年10月 パリパ銀行（現・BNPパリパ銀行）東京支店<br>2000年5月 BNPパリパ証券会社東京支店<br>2002年4月 HVBキャピタル証券会社（現・ウニクレディット銀行の証券子会社）東京支店<br>2007年10月 株式会社ディー・エヌ・エー<br>2009年9月 クロノス・キャピタル合同会社 代表社員（現任）<br>2023年4月 株式会社ジェリービーンズグループ 社外取締役（現任）<br>2025年1月 当社 執行役員（現任） | 一株                 |
| 3     | みやはしいちろう<br>宮橋一郎<br>(1961年3月10日) | 1985年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>2009年12月 株式会社シマンテック<br>2011年9月 株式会社KasperskyLabsJapan<br>2022年5月 株式会社イフィネクスジャパン 執行役員CTO（現任）                                                                                                                                            | 一株                 |
| 4     | ゆのきようすけ<br>柚木庸輔<br>(1979年12月18日) | 2004年12月 監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）静岡事務所<br>2010年11月 税理士法人タックスアイズ<br>2012年6月 公認会計士・税理士柚木庸輔事務所開業（現任）<br>2016年8月 株式会社YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS設立 代表取締役（現任）<br>2024年5月 株式会社ジェリービーンズグループ監査役（現任）                                                                       | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補者4名は、全て新任候補者であります。  
 3. 柚木庸輔氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 柚木庸輔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、公認会計士としての深い知識を有しており、財務・会計に関する専門性を活かして、当社の取締役会の実効性向上等に貢献いただくことを期待するものであります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。  
 ①被保険者の範囲  
 当社(及び子会社)の役員及び管理職従業員  
 ②保険契約の内容の概要

被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

6. 当社は、柚木庸輔氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、柚木庸輔氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号

朝日生命宮益坂ビル

渋谷サンスカイルーム 4階A室

TEL 03-3406-2085



## 【交通：渋谷駅】

|                |            |       |
|----------------|------------|-------|
| JR線            | 宮益坂口より     | 徒歩約5分 |
| 東京メトロ銀座線       | ヒカリエ方面改札より | 徒歩約3分 |
| 東京メトロ半蔵門線・副都心線 | B3出口より     | 徒歩約5分 |
| 東急東横線・田園都市線    | 宮益坂口より     | 徒歩約5分 |

(お車でのご来場はご遠慮ください)